

町営住宅入居者募集案内

受付期間 11月10日(火)から11月19日(木)まで(土日祝を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで

受付場所 壬生町役場建設課住宅係



町営住宅募集住戸（3部屋）

住 宅	棟	階数	家賃(円)	間取り
ひばりヶ丘団地 (壬生町大字壬生丁 281) 国谷駅まで徒歩約 7 分	2 号棟	4 階	12,700～ 18,900 円	3K (49.9㎡)
	4 号棟	1 階 2 階	14,500～ 21,600 円	3K (54.9㎡)
駐 車 場 は 1 世 帯 に 1 台 で す 。 給 湯 器 ・ 浴 槽 ・ 風 呂 釜 ・ エ ア コ ン ・ ガ ス 台 ・ 居 室 照 明 器 具 は あ り ま せ ん 。 家 賃 は あ く ま で 予 定 で す 。 家 賃 算 定 の 結 果 、 こ の 範 囲 よ り 高 く な る 可 能 性 も あ り ま す 。 家 賃 の ほ か 共 益 費 が か か り ま す 。 家 賃 の 金 額 は 、 所 得 に よ っ て 決 ま り ま す 。				

○申し込み資格

以下の要件を満たす方です。また、1世帯につき1住宅となります。

1. 現在同居している、又は同居しようとする親族がある方（3ヶ月以内に結婚、同居する婚約者を含む。）
町営住宅に単身で入居を希望する方でも、一定の条件を満たせば申込できます。詳しくは、お問い合わせください。
2. 住宅に困窮していることが明らかな方（自己都合、申込者または同居予定の方が住宅を所有している場合は原則として申し込むことはできません。）
例1：賃貸住宅に住んでおり、大家から老朽化で取り壊すので期日までに出ていくよう言われたが、新しい住居が見つからない。
例2：配偶者名義の家に住んでいるが、離婚に伴い退去を命じられ、子どもと一緒に住むための新しい住居が見つからない。 等
※今より家賃が安い所に住みたい、は住宅困窮に当たりません。

3. 市町村税を滞納していない方
4. 暴力団員でない方(同居者も含みます)
5. 所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

世帯の区分	世帯全員の月あたり所得額
一般世帯	158,000 円以下
裁量階層世帯※	214,000 円以下

※障がい者のいる世帯、未就学児のいる世帯など

○注意事項

1. 給湯器、浴槽、風呂釜、エアコン、ガス台、居室照明器具はついていません。個人で設置していただいております。
2. 駐車場は1世帯に1台です。
3. 入居の際は家賃2ヶ月分の保証金支払いと、連帯保証人1名の届出が必要になります。
連帯保証人は壬生町に居住している方、または県内に居住している親族の方です。
4. 町営住宅はペットの飼育はできません。
5. 入居は**令和8年12月**以降になります（事務手続きの都合上前後する可能性があります）。
6. 各募集住宅に対して応募者多数である場合は抽選となります。抽選会は、**令和8年11月20日(金)10時**に行う予定です。
抽選会には申込者本人、同居予定の家族又は委任を受けた方の出席をお願いしております。欠席の場合は辞退とみなします。

○申込みに必要な書類

1. 町営住宅入居申込書（所定の様式）
申込用紙は建設部建設課で**令和8年11月10日(火)**から配布します。
2. 世帯全員の住民票（続柄の表示があるもの）
現在の同居家族全員の住民票、また、婚約者の方等も同様です。
3. 世帯全員の所得を証明する書類
収入が分かる書類（住民税決定証明書、所得証明書など）を提出してください。
また、生活保護を受けている方については、それを証明する書類となります。
4. 居住地の市町村税の完納証明書
壬生町外からの申込を希望される方も、現居住地の役所で発行される未納がないことを証明する書類が必要となります。

- ★ 上記以外にも必要に応じて書類を提出していただくことがあります。
- ★ 入居申込書は、必ず本人またはご家族の方が提出してください。

問い合わせ先
壬生町建設部建設課住宅係
Tel0282-81-1849